

「不利益処分」 基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	除却命令
根拠条例等・条項	堺市屋外広告物条例第 2 1 条
所 管 課	都市計画部 都市景観室
処 分 基 準 （処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由）	・ 設 定 ・ 設定できない ・ 基準を公開できない 【堺市屋外広告物条例】 （除却命令等） 第 2 1 条 市長は、第 3 条、第 1 0 条、第 1 1 条、第 1 2 条若しくは第 1 8 条第 1 項の規定に違反し、又は第 1 9 条第 1 項の規定による市長の命令に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却を命ずることができる。 （参考） （許可） 第 3 条 本市の区域内において広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。 2 前項の場合において、景観の形成に大きな影響を及ぼすおそれのある広告物として規則で定めるものを表示し、又は当該広告物の掲出物件を設置しようとする者は、前項の許可又は第 5 条第 1 項に規定する変更の許可の申請に先立ち、規則で定めるところにより、当該広告物に係る設計、施行方法等について市長と協議しなければならない。 （禁止広告物） 第 1 0 条 次に掲げる広告物又は掲出物件（以下「禁止広告物」という。）については、これを表示し、又は設置してはならない。 (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの (2) 著しく破損し、又は老朽したもの (3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの (4) 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの (5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの (6) 前各号に掲げるもののほか、その形状、面積、色彩、意匠その他の表示の方法が著しく良好な景観の形成若しくは風致を害するおそれのある広告物若しくは掲出物件又は公衆に対し著しく危害を及ぼすおそれのある広告物若しくは掲出物件として規則で定めるもの

(禁止区域)

第11条 次に掲げる地域又は場所等(以下「禁止区域」という。)においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。ただし、第7号に規定する区域において、規則で定める広告物を表示し、又は当該広告物の掲出物件を設置する場合については、この限りでない。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域
- (2) 都市計画法第2章の規定により定められた第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区又は伝統的建造物群保存地区のうち、市長が指定する区域
- (3) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項又は第2項の規定により重要文化財又は国宝に指定された建造物及びその周辺で市長が指定する範囲内にある地域並びに同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により史跡、名勝若しくは天然記念物又は特別史跡、特別名勝若しくは特別天然記念物に指定され、又は仮指定された地域のうち、市長が指定する区域
- (4) 大阪府文化財保護条例(昭和44年大阪府条例第5号)第7条第1項の規定により大阪府指定有形文化財に指定された建造物及びその周辺で市長が指定する範囲内にある地域並びに同条例第46条第1項の規定により指定された大阪府指定史跡、大阪府指定名勝又は大阪府指定天然記念物の地域のうち、市長が指定する区域
- (5) 堺市文化財保護条例(平成3年条例第5号)第4条第1項の規定により堺市指定有形文化財に指定された建造物及びその周辺で市長が指定する範囲内にある地域並びに同条例第33条第1項の規定により指定された堺市指定史跡、堺市指定名勝又は堺市指定天然記念物の地域のうち、市長が指定する区域
- (6) 道路及び鉄道等(鉄道、軌道及び索道をいう。以下同じ。)の市長が指定する区間
- (7) 道路及び鉄道等に接続する地域で市長が指定する区域
- (8) 古墳及び墓地
- (9) 官公署の敷地内
- (10) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の敷地内
- (11) 研究所、図書館、美術館、音楽堂、公会堂、記念館、体育館、天文台又は記念塔の敷地内

(禁止物件)

第12条 次に掲げる物件(以下「禁止物件」という。)には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 街路樹及び路傍樹
- (2) 橋りょう及び地下道の上屋
- (3) トンネル、高架構造物、道路の分離帯及び道路又は鉄道の擁壁
- (4) 街灯(道路法(昭和27年法律第180号)第18条に規定する道路管理者が設置するものに限る。)、信号機及び道路標識
- (5) 道路上の柵及びこま止め
- (6) 消火栓及び火災報知機
- (7) 郵便ポスト及び電話ボックス
- (8) 送電塔及び送受信塔
- (9) 形像及び記念碑(公共団体が設置するものに限る。)
- (10) 景観法(平成16年法律第110号)第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木

	2 次の各号に掲げる物件には、はり紙若しくははり札等を表示し、又は広告旗若しくは立看板等を設置してはならない。 (1) 電柱 (2) 街灯(前項第4号に該当するものを除く。) (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定めるもの (除却義務) 第18条 広告物表示者等は、許可の期間が満了したとき、若しくは第20条の規定により許可が取り消されたとき、又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要でなくなったときは、遅滞なく、当該広告物又は掲出物件を除却しなければならない。第14条に規定する広告物又は掲出物件について、同条の規定による期間が経過した場合においても、同様とする。 (措置命令) 第19条 市長は、第10条又は第17条の規定に違反して広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの改修、修繕若しくは移転その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・弁 明
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)	—
	個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項	—